

## 令和3年度第6回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月6日(月) 16時00分～16時30分
2. 開催場所 市役所2階 202会議室
3. 議案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 1件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の承認について 17件  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 9件  
議案第4号 農業経営改善計画について  
議案第5号 農用地利用集積計画について
4. 報告 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 2件  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 3件  
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 4件
5. 出席委員 11名  
会長：12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、4番細谷修、5番斉藤ひろ子、6番川野英一、7番農宮弘子、9番篠崎輝武、11番吉井亨、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 4名  
8番板倉善紀、10番戸田敏一、13番市原勉、14番平山光子
7. 事務局 羽生田事務局長、内山主査
8. 議事録

議長 皆様ご承知のとおり、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大に配慮し、出席委員を減らして会議を開催することといたしました。私以外の3班の委員さんには出席を控えていただきましたので、ご了解願います。

委員15名中、11名出席しておりますので、総会は成立しております。

定足数に達しておりますので、これより令和3年度第6回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 それでは議事に入ります。初めに、議事録署名人の指名ではありますが、4番細谷委員と5番斉藤委員を指名します。両委員、宜しく願います。

また、本日の会議書記には事務局の内山主査を指名します。なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

なお、本日の議案につきましては、既に配付のとおりであります。本日欠席されている3班の委員さんからは、議案に対する意見、質問等は無かったと事務局より報告を受けておりますのでご承知願います。

それでは、これより、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、斉藤委員より意見発表をお願いいたします。

5番 申請番号1についてご説明させていただきます。本件は農地法第3条の規定による賃借権設定の申請です。申請地は極楽寺字三崎の畑、3筆で、合計4,650㎡の農地です。申請理由は、賃貸人は高齢のため、農業経営を縮小したいためで、賃貸人は農産物の生産、加工、販売を目的とする法人で、代表者は賃貸人の娘婿です。8月30日に現地を確認いたしました。特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類も確認いたしました。必要な書類は全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。担当委員の意見発表が終わりました。事務局からの補足説明については、既に配付のとおりですが、他に何かありますか。

事務局 はい。それでは1点、ご報告させていただきます。本件につきましては、法人による賃借権の設定のため、農地法の規定により市長に通知し、意見の有無を確認することになっておりますが、意見なしとの回答を得ておりますことをご報告させていただきます。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。それでは、ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の承認について審議に入ります。

申請番号1から17につきまして、篠崎委員より意見発表をお願いいたします。

9番 はい。申請番号1から17につきましては、関連がございますので、一括してご説明いたします。場所につきましては、小野の丘山公民館の南側に位置する山砂採取場の一角で、申請番号1から12までは令和2年10月、申請番号13から17までは令和3年1月に、使用貸借権設定による一時転用の許可を受けています。

工事期間の完了予定が、令和3年10月31日となっておりますが、現在の事業の進捗状況からみて、完了予定日までの工事完了が困難であるとの理由から、工事完了予定日を令和4年10月31日まで延長するものです。

許可を受けるための書類は揃っており、8月30日に現地を確認したところ、問題は無いことを確認いたしましたので、許可相当と思われます。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。

担当委員の意見発表が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、細谷委員より意見発表をお願いいたします。

4番 番号2について説明いたします。8月30日、1班、現地確認をいたしました。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は御門字前、畑、482㎡の農地です。転用の目的は店舗併用住宅1棟の建設です。第1種農地ではありますが、例外的許可事由に該当すると判断されます。排水同意書、資金計画書、両総土地改良区中部支部同意書、申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。次に、申請番号2につきまして、大木委員より意見発表をお願いいたします。

1番 番号2について説明いたします。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は田間字六ツ島の田、3筆、合計で2,974㎡の農地です。転用の目的は敷地分譲14区画です。転用に伴い山砂による埋立てを行う計画です。隣接農地はございません。汚水は公共下水道に接続する計画です。雨水については、隣接水路へ放流する計画です。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。次に、申請番号3につきまして、秋山委員より意見発表をお願いいたします。

2番 はい。番号3について説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。申請地は御門字新堀の田、現況は畑、325㎡の農地です。転用の目的は専用住宅1棟、木造平屋建ての建築です。事業計画においては、敷地内が畑でありますので、そのまま整地するので、土砂等の搬入、搬出はありません。周辺農地への被害防除対策は特にありません。また排水については、汚水は、合併浄化槽を設置し、雨水は敷地内処理による地下浸透処理します。申請に必要な書類も全て整っておりますので、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。次に、申請番号4から9につきまして、篠崎委員より意見発表をお願いいたします。

9番 はい。申請番号4から9は、同一事業のため、一括してご説明いたします。申請番号4から8は、賃借権の設定、9につきましては、所有権の移転の申請です。

場所は、小野の丘山公民館の市道を岡の谷方面に向かい、約350m行った左手から約450mほど道路に沿って位置しています。転用の目的は資材置場用地です。立地基準は、申請地は第2種農地に該当する農地で、許可となりうる農地です。

地域的に水害の多い地域であることから、排水について懸念されましたが、土地利用計画図により、沈砂池や排水路等の計画を確認をいたしました。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書等、必要な書類は揃っておりますので、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。担当委員の意見発表が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 はい。ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第4号、農業経営改善計画について審議に入ります。議案の内容につきましては、既に配付した資料のとおりであります。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 はい。ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第4号、農業経営改善計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画について審議に入ります。議案の内容

につきましては、既に配付した資料のとおりであります。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 はい。ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第5号、農用地利用集積計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、報告第1号から第3号については、既に配付のとおりであります。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和3年9月6日